令和3年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

令和3年2月22日(月曜日)

出席議員 (21名)

1番 宮 由 子 君 4番 実 Ш 子 丰 君 尾 6番 崹 利 君 中 庄一郎 8番 村 君 10番 雄 木 下 富 君 蜂須賀 千 12番 雅 君 14番 和 地 仁 美 君 16番 荒 幡 伸 君 18番 東 П īF. 美 君 20番 大 Ш 元 君

2番 大 后 治 雄 君 森 真 5番 田 君 7番 上 林 真佐恵 君 聡 9番 根 岸 彦 君 11番 博 之 君 森 \blacksquare 13番 関 正 民 君 田 15番 佐 竹 康 彦 君 木戸岡 秀 彦 君 17番 19番 中 間 建 君 鍋 博 21番 床 義 君

欠席議員 (なし)

22番

議会事務局職員 (5名)

中

務 局 長 鈴木 尚 君 事 係 長 繁 議 吉 畄 樹君 主 任 高 石 健 太 君

野

志乃夫

君

 事務局次長
 並木俊則

 主
 任関口

 百合子
 君

出席説明員 (26名)

市 長 尾崎保夫君 育 教 長 真 如 昌 美 君 総務部長 阿部 晴 彦 子育て支援部長 吉沢寿 子 福祉部参事 伊野宮 崇 君 都市建設部長 鈴 木 菜穂美 君 社会教育部長 学 小 俣 君 秘書広報課長 五十嵐 孝 雄 君 秀 保険年金課長 岩 野 夫 君

小島昇公君 副 市 長 企画財政部長 田 代 雄 己 君 民 部 長 村 上 敏 彰 福 祉 部 長 田 П 茂 夫 君 環 境 部 長 松 本 幹 男 君 学校教育部長 田 村 美 砂 君 井 亮 二 企 画 課 長 荒 君 財 政 課 長 鈴 木俊也 君 課 税 課 長 真 野 淳 君
 地域振興課長
 石川
 正憲君

 福祉推進課長
 嶋田
 淳君

 障害福祉課長
 大法
 努君

 土、木課
 長寺島由紀夫君

青少年課長 石川 博 隆 君 福祉部副参事 石 嶋 洋 平 君 健 康 課 長 志 村 明 子 君 中央図書館長 當 摩 弘 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 5 第 1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 8 第 4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 9 第 5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 第 6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算
- 第11 第 1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
- 第12 第 1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 第 7号議案 専決処分の承認について
- 第14 第 8号議案 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条 例
- 第15 第 9号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第16 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例
- 第17 第11号議案 東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第19 第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- 第20 第14号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第21 第15号議案 東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例
- 第22 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第23 第17号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 第24 第18号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 第25号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例
- 第26 第26号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 第27 第27号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例
- 第28 第28号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地 域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関す る条例の一部を改正する条例
- 第29 第24号議案 市道路線の変更について
- 第30 第19号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算(第9号)
- 第31 第20号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第32 第21号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第33 第22号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第34 第23号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第35 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第24まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長(中間建二君) ただいまから、令和3年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長(中間建二君) 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長(中間建二君) ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、 佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番(佐竹康彦君) おはようございます。

去る2月17日に、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず定例会の会期でありますが、本日2月22日より3月12日までの19日間といたします。

会議録署名議員は、10番 木下富雄議員、13番 関田正民議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長・議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。その後、第1号同意、第1号諮問に続いて、第7号議案から第18号議案、第25号議案から第28号議案、第24号議案、第19号議案から第23号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

なお、第10号議案、第12号議案、第16号議案は厚生文教委員会に、第24号議案は建設環境委員会に審査を付 託いたします。

2月23日は、休会となります。

2月24日は、午前9時30分から議案等審議を予定しておりますが、本日中に予定されている議案等審議が全て終了した場合は休会といたします。

- 2月25日は、休会となります。
- 2月26日は、市長施政方針に対する代表質問となります。
- 3月1日から3月2日の2日間は一般質問となります。

なお、3月1日の午後5時30分までに全ての一般質問が終了すると見込まれる場合は、あらかじめ午後5時前に議長発議により会議時間の延長を行い、全ての一般質問が終了した場合は、3月2日を休会とすることと決定いたしました。その際は、3月1日の本会議終了前に、3月2日から5日及び8日から11日の10日間について、休会の議決を採ることとなりますので、その際は全議員が本会議場に着席をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

3月2日が休会とならない場合は、3月3日から11日までを休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月4日、午前9時30分から厚生文教委員会を、3月5日、午前9時30分から総務委員会を、3月8日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催いたします。

3月9日及び10日は、午前9時30分から予算特別委員会を開催いたします。

また、3月10日、午後1時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、請願・陳情の付託、議員提出 議案等の審査案件等がなかった場合は開催いたしません。

3月12日、最終日は、追加議案審議、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告後、議事運営を休憩し、休 憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告に続いて、議員提出議案審議、閉会中審 査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

代表質問通告書の提出期限は2月24日、正午となっております。この代表質問通告書の確認等を行うため、 2月26日、午前9時15分から議会運営委員会を開催いたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は2月26日、午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は3月4日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は5名です。

2月16日、正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなった陳情は1件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上が今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本定例会においての本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、令和3年第1 回定例会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として本会議中は傍聴席の北西側の扉、議長席裏の扉 を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことと いたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ3密を避けるため答弁の予定 がない部長職は退席ができることとし、感染防止対策を取ることといたします。

なお、説明員席の配置につきましては、通常どおりといたします。

議員につきましては、採決がございます定例会初日及び24日、並びに定例会最終日、併せて26日の市長施政 方針に対する代表質問については、マスクを必ず着用し、全議員で出席することとし、一般質問についてのみ 定足数11名以上を満たすように各会派等で調整を行うことで退席できるものといたします。

また、令和3年第1回定例会から、演壇に加えて、新たに議員席、説明員席に飛沫感染防止パネルを設置い たします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。皆様の 御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

〇議長(中間建二君) 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 〇議長(中間建二君)

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

10番 木 下 富 雄 議員

13番 関 田 正 民 議員

を指名いたします。

-7-

日程第 2 会期の決定

○議長(中間建二君) 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月22日から3月12日までの19日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第 3 市長施政方針表明

○議長(中間建二君) 日程第3 市長施政方針表明を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

〇市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、多大なる御理解と御協力をいただいている市民の皆様、また、その収束に向けて御尽力をいただいている医療関係者の皆様をはじめ、社会生活を支えておりますエッセンシャルワーカーの皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るう中、我が国におきましても深刻な状況が続いており、 国民の命と健康を守り抜くことが最優先の課題となっております。

加えて、社会経済への影響も大変危惧されております。

こうした中、国では、新年度予算におきまして、感染症の感染拡大防止に万全を期すとともに、将来を切り 拓くため、中長期的な課題であるデジタル社会・グリーン社会の実現や全世代型社会保障の構築などに対応し ていくこととしております。

また、東京都では、新年度予算におきまして、厳しい財政環境の中にあっても、都民の命を守ることを最優 先とし、感染症対策に取り組むとともに、その先の未来を見据え、デジタル化による都民サービスの向上、無 駄の排除による持続可能な財政運営、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を安全かつ持続可能な 大会として実施することなどに対応していくこととしております。

市では、新年度の予算編成方針におきまして、感染症への対応、事務の見直しや効率化、庁内のICT化などを推進するとともに、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を最も重要な施策として位置づけて取り組むこととしております。

令和3年度の市政運営におきましては、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、国や東京都の動向を注視しながら、感染症への対策や第二次基本構想及び第四次基本計画に基づく施策を着実に実施するとともに、限られた財源を重点施策に配分して取組を進めてまいります。

それでは、初めに私が考えております令和3年度の重要施策につきまして、4点申し上げます。

第1の重要施策は、新型コロナウイルス感染症の感染対策についてであります。

感染症から市民の皆様の生命と健康を守るためには、有効なワクチンの接種と感染者を早期に発見する検査 体制を維持していくことが必要であります。 そのためには、東大和市医師会と連携・協力し、迅速なワクチン接種を実施するとともに、引き続き、PC Rセンターの適切な運営に取り組んでまいります。

特に、ワクチン接種につきましては、これまでにない困難が伴う大きな事業であると考えておりますが、市 民の皆様に1日でも早く接種ができるように全庁を挙げて取り組んでまいります。

また、在宅で高齢者や障害者を介護している家族等が感染症に罹患した場合に、在宅要介護者が緊急一時的に施設等を利用することができる在宅要介護者受入事業を実施してまいります。

感染症の影響を受ける生活困窮者の支援につきましては、くらし・しごと応援センター そえるにおける適切な支援と生活保護制度との一体的な運用を図り、包括的に支援を実施してまいります。

職員の業務継続につきましては、在宅勤務の環境整備など内部事務のデジタル化を進めてまいります。

続きまして、第2の重要施策は、子ども・子育て支援施策の充実についてであります。

市制50周年記念事業として制定しました、子ども・子育て憲章につきましては、市の子ども・子育てに関する共通の理念・指針としまして、周知・啓発を効果的に図ってまいります。

子供や若者、子育て世代への支援施策につきましては、子ども・子育て未来プランに基づき、総合的に推進 してまいります。

保育施設の整備につきましては、定員拡大を図るため、(仮称)東大和市清水一丁目保育園や南街地域の民間保育園を整備してまいります。また、大和南保育園及びすこやか病児・病後児保育室につきましては、施設の老朽化に伴い、新たな施設を移転整備してまいります。

保育士の人材確保につきましては、保育補助者の雇上補助などの支援を引き続き実施してまいります。

保育体制の充実につきましては、ベビーシッター利用支援事業や認可保育園での重度障害児等への訪問看護 師派遣事業等を実施してまいります。

学童保育の充実につきましては、初めての学校内学童保育所として、第三小学校内に学童保育所を設置し、 放課後子ども教室と連携しながら事業を実施するとともに、民間事業者の独自性を生かした学童保育サービス の提供を行ってまいります。

子育て環境の充実につきましては、一時的に養育が困難となった家庭への支援の充実を図るため、施設型 ショートステイ事業を新たに実施してまいります。

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制につきましては、引き続き、母子保健コーディネーターや保育 コンシェルジュを配置するとともに、民間保育園及び児童館の子育てひろばや子ども家庭支援センターのかる がもひろばを実施してまいります。

続きまして、第3の重要施策は、教育施策の充実についてであります。

東大和市の教育に関する大綱及び第二次学校教育振興基本計画に基づき、市と教育委員会が連携して、児童・生徒の確かな学力の習得や豊かな人間性の形成及び健康・体力の増進を目指した教育施策を着実に推進してまいります。

学力の向上につきましては、GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒に整備する1人1台端末の活用やICT支援員の配置等により、児童・生徒の学びの充実を図ってまいります。また、小・中学校全校を学力向上推進校に指定するとともに、少人数学習指導員やティームティーチャーを配置し、個に応じたきめ細かな授業を行ってまいります。さらに、学習支援が必要な児童・生徒を主な対象とした地域未来塾の実施により、学習環境の確立と基礎学力の定着を図ってまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、いじめ防止対策推進条例に基づいた取組を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置して、教育相談体制を確保してまいります。

地域に開かれた学校づくりにつきましては、学校と地域住民が一体となり学校運営に取り組む学校運営協議 会の設置を拡充してまいります。

学校における働き方改革につきましては、小・中学校の教員の事務的補助を行うスクール・サポート・スタッフや中学校の部活動指導員の配置、統合型校務支援ソフトを活用した事務の効率化により、教育指導の質の向上を図ってまいります。

郷土文化財の保存・活用につきましては、ふるさと納税等による寄附金を活用し、旧日立航空機株式会社変 電所の保存改修工事を完了させ、一般公開の拡充を図ってまいります。

続きまして、第4の重要施策は、健康・福祉施策の充実についてであります。

シニアが活躍できるまちの実現を目指していくためには、生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるまちづくりが必要であります。このことから、市制50周年記念事業として発表しました健幸都市宣言に基づき、健康寿命の延伸等に取り組んでまいります。

具体的な取組としましては、産官学民で連携し、健康増進に寄与することを目的とした快腸プロジェクトを 実施していくほか、健康寿命延伸取組方針アクションプランに基づく事業を推進してまいります。

特定不妊治療につきましては、市として不妊治療費などの助成を引き続き実施するとともに、国が保険適用の検討を進めておりますことから、その動向を把握し市民の皆様への周知に努めてまいります。

認知症対策につきましては、認知症検診による早期診断や認知症初期集中支援チームによる早期支援などにより、効果的かつ総合的に推進してまいります。

次に、重要施策で申し上げました施策以外の令和3年度に取り組む施策につきまして、第四次基本計画に沿って、主なものを申し上げます。

初めに、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

生涯学習の充実につきましては、生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づく各事業を進めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、障害者スポーツ及びニュースポーツの体験会を実施するなど、健康増進や東京2020大会の気運醸成等を図ってまいります。

また、東京街道団地に整備を予定しております運動広場につきましては、東京都が行う実施設計等の進捗状況等を踏まえ、管理棟の基本設計委託に着手してまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」について申し上げます。

社会保障の充実につきましては、国民健康保険事業は、広域化後も厳しい財政運営が続いておりますが、積極的に被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化に取り組むとともに、国民健康保険財政健全化計画に基づき、安定的な事業運営を進めてまいります。

また、後期高齢者医療事業は、東京都後期高齢者医療広域連合等との連携により、安定的な運営に取り組むとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施によるフレイル対策を進めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、地域共生社会の実現のため、新たに策定します第6次地域福祉計画、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、第2次障害者総合プラン、第2次健康増進計画及び自殺対策計画に基づき、地域福祉施策を総合的に推進してまいります。

続きまして、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」について申し上げます。

消費生活の充実につきましては、消費者保護のため、相談機関である消費生活センターの体制強化に取り組むとともに、悪質商法や契約トラブルなどの被害を防止するため、関係機関と連携してまいります。

都市農業の振興につきましては、都市農地の持つ多面的な機能を維持していくため、積極的な保全と活用を 図るとともに、効率的かつ安定的な経営が確立できるよう、認定農業者制度の普及・啓発を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、東大和市商工会や中小企業大学校東京校等との連携を図り、創業支援に取り 組むとともに、小規模事業者の持続的発展のため、商工会が実施する中長期的な経営計画に対応できる融資制 度を支援してまいります。

観光事業の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた観光事業の推進などに取り組んで まいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

市街地の整備につきましては、都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、引き続き、協働の街づくり に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、施設の維持管理及び安全対策やストックマネジメント事業を進めるとともに、効率的かつ安定的な経営に努めてまいります。

空家対策につきましては、平成31年度の実態調査の結果を踏まえ、空家等対策計画の策定に着手してまいります。

道路・交通の整備につきましては、都市計画道路3・4・17号桜街道線の用地買収を進めるとともに、道路 築造に向けた調整を行ってまいります。

幹線道路や生活道路は、引き続き、舗装補修計画策定のための調査を実施するとともに、適切な維持管理に 努めてまいります。また、市道第8号線のブロック積み擁壁を補修するための設計を進めてまいります。

コミュニティバスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、持続可能なものとするための取組を検討してまいります。

緑の保全・創出につきましては、緑地の保全と緑化の推進を図るため、狭山緑地や野火止緑地等の適切な維持管理に努めるとともに、花づくりが楽しめる環境を引き続き整備してまいります。

防災・防犯体制の推進につきましては、地域防災力の向上としまして、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することを目的とした、国土強靱化地域計画を策定してまいります。

局地的な集中豪雨などによる浸水対策は、雨水浸透施設の整備や雨水排水施設の清掃を継続して実施すると ともに、公共下水道雨水整備事業の実施に向けた準備を進めてまいります。

防犯対策は、平成22年に警視庁が設置した子ども見守りカメラが撤去されることに鑑み、市内全体で設置場所を改めて精査し、新たに防犯カメラを設置してまいります。

廃棄物の減量とリサイクルの推進につきましては、廃棄物処理量の削減のため、民間事業者との協働による 廃棄物回収事業を推進してまいります。

環境の保全につきましては、脱炭素社会の実現に向けて、次期地球温暖化対策実行計画の策定に取り組んで まいります。

続きまして、「相互の理解と協力に支えられるまちづくり」について申し上げます。

人権尊重・男女共同参画社会の確立につきましては、男女が平等で共に参画できる社会の実現のため、新た に策定した第三次男女共同参画推進計画に基づく取組を推進してまいります。 情報通信技術を活用した豊かな社会の実現につきましては、国が示したデジタル社会の実現に向けた改革の 基本方針に基づき、行政事務のデジタル化に取り組んでまいります。

共に支えあう地域社会の確立につきましては、シニア層を含む幅広い世代の皆様の協働による地域づくりの 推進が図られるよう、東大和市社会福祉協議会が運営します、ボランティア・市民活動センターに対して運営 補助を行い、市民の皆様の活動を支援してまいります。

地域を越えたパートナーシップの確立につきましては、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるため、旧日立 航空機株式会社変電所を活用しながら、平和事業を実施してまいります。また、本年に延期となりました平和 の祭典でもあります東京2020大会と関連づけた取組も行ってまいります。

広域行政の推進につきましては、引き続き、福島県喜多方市と友好都市関係を深めるため、幅広い分野での 交流に取り組んでまいります。

続きまして、適正な行財政運営の実現について申し上げます。

効率的でスリムな行財政運営の実現につきましては、第5次行政改革大綱に基づく取組を推進するとともに、 次期行政改革大綱及び推進計画を策定してまいります。

歳入の確保につきましては、納税管理及び徴収補助等業務委託の厳格な進捗管理を行い、適正な滞納処分により市税等収納率の向上に努めてまいります。

計画行政の推進につきましては、次期基本計画を策定してまいります。

効果的、効率的な組織の運営につきましては、令和2年度の業務分析委託の結果を踏まえ、組織定員の最適 化や業務の見直し等に取り組んでまいります。

公共施設等のあり方につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく取組として、総量の縮減や配置の適 正化に向けて検討を進めてまいります。

まち・ひと・しごと創生につきましては、現在の総合戦略に基づく取組を推進するとともに、次期総合戦略 を策定してまいります。

東京2020大会につきましては、大会開催の記憶や感動を感じていただけるよう、子供たちを対象とした競技 観戦やオリンピック・パラリンピックの聖火リレーなど、組織委員会や東京都と連携した事業を実施してまい ります。

市民自治の向上につきましては、行政情報を、適時的確に市民の皆様に伝え、その共有を図ることが重要であるため、市報や市の公式ホームページに加え、SNSを活用するなどにより、情報提供に努めてまいります。 続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

新年度予算の概要でありますが、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入の減を見込む とともに、税制改正の動向に留意することとしました。

また、歳出では、感染症の影響に伴う臨時的な経費が発生する一方で、既存の事業についても見直しを図り、 真に必要な経費を計上することとしました。

市財政の状況につきましては、少子高齢化や人口減少の進展、公共施設等の老朽化対策に加え、感染症の影響により、これまで以上に厳しい状況が続くことが見込まれます。これらに適切に対処するために、行政改革の取組などに加え、積立基金の確保など市財政の持続性と健全性の維持に努めてまいります。

以上、令和3年度の市政運営における基本方針と主な施策を申し上げました。

令和3年度は、4つの重要施策を中心に、第四次基本計画に基づく施策を推進してまいりますが、最も優先

すべき施策は、市民の皆様の生命と健康を守るための新型コロナウイルス感染症の感染対策であります。

1日も早く感染症が収束し、安心して暮らせる日常が戻るよう、国や東京都と連携をして全力で取り組んで まいります。

加えて、少子高齢化や人口減少の進展に対応するため、活力あるまち、持続可能なまちの実現につながるように、将来を見据え、優先事業を選択し、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を推進してまいります。

また、感染症の影響は社会の仕組みを変える契機になっておりますことから、デジタル化の推進など、社会の状況に適応した施策についても推進してまいります。

市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、令和3年度の施 政方針といたします。

ありがとうございました。

[市 長 尾崎保夫君 降壇]

○議長(中間建二君) 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時 6分 開議

○議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 諸報告

〇議長(中間建二君) 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

〇市長(尾崎保夫君) 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。 資料を配付しましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、1月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の多摩地域における宿泊療養施設のごみ処理広域支援についてでありますが、稲城市にある新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設から排出されるごみについて、処理先の多摩川衛生組合の設備定期修繕に伴い、隣接する多摩ニュータウン環境組合で広域支援すること、また、今後、同様の事案が発生した場合には、多摩地域ごみ処理広域支援協議会を通じた広域支援を要請することについて、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事2の令和2年人事委員会報告の概要についてでありますが、公民格差がおおむね均衡していることから、職員の例月給について、東京都人事委員会が改定を見送る報告を行ったことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてでありますが、令和2年度補正予算案及び令和3年度当初予算案の概要等、令和2年10月29日並びに令和3年1月8日に開催された後期高齢者医療広

域連合協議会における審議結果等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事4の退職自衛官採用のお願いについてでありますが、若年で定年退職した自衛官が地方公共団体の防災危機管理監などとして再就職する取組を行っていることについて、自衛隊から紹介があり、積極的な採用の依頼がありました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、1月25日、東京都市長会議が開催されました。

議事7の新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症対策の更なる充実に関する緊急要望についてでありますが、新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種など各市が対応に苦慮している事項に係る国や東京都への要望活動を実施することについて、東京都市長会事務局より取組案の提案があり、提案のとおり決定しました。

その他の議事につきましては、1月18日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

[市 長 尾崎保夫君 降壇]

○議長(中間建二君) 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告でありますが、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(蜂須賀千雅君) 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議 長 中間建二君 登壇〕

○議長(中間建二君) 今和2年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

2月17日に、東京都市議会議長会定例総会が書面により開催されました。

令和2年11月17日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会各委員会の会議結果等について報告がありました。

また、関東市議会議長会第87回定期総会で審議する都県提出議案について、昭島市から提出のありました「都市計画道路事業補助・支援の充実について」、清瀬市から提出のありました「マイナンバーカードの普及促進に係る支援について」の2件を提出することで決定いたしました。

報告は以上でありますが、ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

〇副議長(蜂須賀千雅君) 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(蜂須賀千雅君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(蜂須賀千雅君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議 長 中間建二君 降壇〕

〇副議長(蜂須賀千雅君) 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

[副議長退席、議長着席]

〇議長(中間建二君) 以上で諸報告を終了いたします。

日程第 5 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 8 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第 9 第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算

○議長(中間建二君) 日程第5 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算、日程第6 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第7 第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第8 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第9 第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、日程第10 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第1号議案から第6号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の 委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これに御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議 長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理 事会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第11 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長(中間建二君) 日程第11 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、新藤久典委員の任期が令和3年3月27日をもちまして満了することに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました鈴木一徳氏は、昭和45年に東京都教育委員会に入職した後、小学校教諭、指導主事、 小学校長等を歴任され、現在は杉並区立荻窪小学校、学校運営協議会委員として御活躍されております。

平成11年4月からの5年間を、東大和市立第十小学校校長として、また平成22年7月から令和元年9月まで 人権擁護委員として、当市の教育行政並びに人権施策の発展のために御尽力をされております。

このことから、教育について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い鈴木一徳氏が適任と考え、東大 和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案を申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第12 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(中間建二君) 日程第12 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします野上ミチ子氏は、平成24年以来、3期9年にわたり、人権擁護委員として御活躍していただいておりますが、令和3年6月30日をもちまして任期満了となります。

野上氏は、昭和62年3月から平成14年3月まで体育指導委員として、市のスポーツ振興のために御尽力いただき、平成22年12月からは、民生・児童委員として現在も御活躍されております。

また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として 推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

〇議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、野上ミチ子氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として野上ミチ子氏を適任と決します。

日程第13 第7号議案 専決処分の承認について

○議長(中間建二君) 日程第13 第7号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。 提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

〇副市長(小島昇公君) 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第7号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和2年度東大和市一般会計補正予算(第8号)であります。

補正予算を編成することとなりました理由でございますが、令和2年12月9日付で予防接種法が改正され、 市が実施主体として新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの臨時予防接種を実施することとなり、その準 備行為について歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、ワクチンの分配時期等により接種期間が変動する可能性がありますが、専決処分時点では、事業期間を令和3年2月から9月までとし、接種期間は3月から8月まで、接種対象者は全市民とし、接種回数は2回、接種費用につきましては、本人負担なしとして見込んでおります。

今回の補正予算につきましては、不確定な情報が多い中ではありましたが、市民の皆様に1日でも早く接種ができるようにするため、予算を伴う準備行為について、国の令和2年度第3次補正予算の成立後、速やかに対応する必要があると考え、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年1月29日において専決処分をさせていただいたものであります。

このため、本議会におきまして、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,559万5,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ454億5,977万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は1億975万4,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び体制

確保に係る事業費補助金の計上によるものであります。

第19款の繰入金は1億1,584万1,000円の増額でありますが、財政調整基金とりくずしの増額であります。 3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第4款の衛生費は2億2,559万5,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種の準備等に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額によるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。

繰越事業は、第4款衛生費、第1項保健衛生費におけます新型コロナウイルスワクチン接種事業で、金額は 2億760万9,000円であります。

以上でありますが、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番(荒幡伸一君) 御説明ありがとうございました。

ワクチンがいつ届くのか、また供給量はどれぐらいなのかなどがはっきり分からないと、なかなかこの答弁 も難しいところもあるかというふうに思いますけども、今現在の取組状況を幾つか質疑させていただきます。

まず接種券、クーポン券という呼び名になるかと思いますけども、この1回目、2回目の発送や、1日の接種人数、また事前周知や情報提供等、全般的なスケジュール感についてと、またこのクーポン券に、この予診票を同封して、事前に記入したものを持参していただくことによって、時間短縮が期待できるというふうに思いますが、その点についてお伺いをいたします。

また、クーポン券が届いた後、市民がどのように予約をするのか、予約方法について伺います。

また、接種の方法については、集団、また個別、それとも併用なのか、この詳細について伺わせていただき ます。

医師会との協力体制や、準備から実施まで多くの人員が必要となりますが、このスタッフの確保について伺います。

また、体育館など、医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出等が必要となりますが、会場の確保や運営方法については、直営なのか、民営で考えているのか、その点についても伺わせていただきます。

また、医療機関やワクチンの卸業者等との情報伝達はどのように行うのか伺います。

特定健診と同じように、近隣市と共同で接種体制を構築する考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

また、高齢者施設や、ごみの収集業者等、エッセンシャルワーカーに対して、東大和市独自の優先接種の考 えについて伺いたいと思います。

また、高齢者施設の入所者や、入院患者への接種の進め方についても伺わせていただきます。

また、高齢者や身体の不自由な方等の移動手段、送迎についてでございますけども、その点の考え方についても伺います。

基礎疾患を有する者や、妊婦への接種の考え方についても伺わせていただきたいと思います。

また、単身赴任者、他の市町村での接種が認められた方に関してですけども、こちらの方への接種の考え方 についても伺わせていただきます。

また、接種を受けた者や接種したワクチン等の情報、接種記録というふうに言うかと思いますけども、それ はどのように管理するのか伺いたいと思います。

以上です。

○福祉部長(田口茂夫君) このワクチン接種につきましては、国におきましても日々情報が錯綜してございまして、私どもといたしましても、昨日までの情報と今日の情報が、また大きく変わったりですとか、また先ほど議員のほうからもお話がありましたとおり、ワクチンの入国状況等もなかなか細かいところは分かっておりません。

先週からですね、国の医療従事者のほうの方への先行の接種なども始まっているということも聞いてございますけども、現実的に市内で活動していただいてます医療従事者の方の優先接種につきましても、まだ具体的な日程等が定まってないという状況で、このような中でなかなか日程等をですね、スケジュール感を持って実施していくということは大変難しいところでございます。

また、過日、川崎市で行われました検証的なところにつきましても、特に高齢者等の基礎疾患を持ってる方との予診の確保のところにボトルネックになってるですとか、そういったところで当初、当市におきましては集団接種を中心にというふうに考えてるところがあったわけでございますが、そういったところから、個別接種などの状況等も取り入れていかなければならない状況が多くあるだろうなというふうに考えているところでございまして、またこの辺につきましても、医師会とも様々調整は進めておりますが、まだ現時点で確定というところまではいってございません。

接種方法につきましては、集団と個別というふうな形で、両面性で今現在も検討は加えておりますけども、 今後そういったところも捉えながらですね、今御質問、多くいただきましたけども、具体的な点としましても こういったところを決定していきたいと、こういうふうに考えております。

詳細につきましては、担当課長のほうから御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

〇健康課長(志村明子君) 2月14日にファイザー社のワクチンの薬事承認を受けまして、2月16日に厚生労働 大臣からの指示が発出されております。ただ、国の接種に係る詳細については、まだ定まっておりません。そ の中で進めさせております。

住民接種を含めた全体のワクチン接種について、御説明のほうさせていただきます。

まず、クーポン券等の発送についてでございます。

国は、3月中旬までにクーポン券を準備するよう市町村宛てに通知をしております。市では、それに合わせ、3月中旬までに印刷、封入封緘が完了するよう進めているところであります。発送時期につきましては、国が別途通知することとしており、現時点では決定しておりません。

また、予診票の様式について、2月16日に決定されたところであります。予診票の同封については、国の明確な方針は確定されておらず、市の方針も未確定となっております。予診票の印刷について、今後、事務を進めてまいります。

次に、接種の予約方法についてでございます。

現時点では、コールセンターでの電話受け付け、インターネットによる予約を想定し、準備を進めておりま

す。

国は、ワクチンの配送が確定してから予約を受け付けるよう自治体向けに説明をしており、具体的な内容の検討にまでは至っておりません。市民の皆様に、分かりやすい方法になるように努めてまいりたいと考えております。

次に、接種方法につきましては、先ほど部長から御説明申し上げましたとおり、個別方式と集団方式での併用を実施する方向で医師会と調整中でありますが、接種順位やワクチンの配送について、国が詳細を決定していないことから、まだ確定のほうはいたしておりません。

次に、医師会の協力体制やスタッフの確保についてでございますけども、協力をいただける方向で調整して おりますけれども、接種の定員などの規模が確定をしておりませんことから、具体的には今後調整してまいり たいと考えております。

次に、医療機関ではない場所を接種会場として用いる場合についてでございますが、こちらのほうは現時点では、休日急患診療所の巡回検診として、保健所に届出をする方向で検討しております。会場につきましては、 市内の施設を確認し、調整しているところで、まだ確定のほうはしておりません。運営につきましては、一部 委託のことも考えてございます。

次に、医療機関やワクチンの卸メーカーとの情報伝達等についてでございます。ワクチン卸メーカーにつきましては、国が北多摩西部保健医療圏域を担当する卸メーカーの決定について、通知の発送が来たところであります。ワクチンごとに、卸メーカーの配送の役割が異なりますことから、まだ国の方針の詳細が決まっておりません。今後その詳細に合わせて、調整をしてまいりたいと考えております。

次に、近隣市との共同での接種体制のほうを構築することでございますけれども、現時点では共同でのワクチン接種の実施については検討をしておりません。

次に、高齢者施設やエッセンシャルワーカーなど、市独自での優先接種の考え方についてでございますが、 コロナワクチンにつきましては、国により接種順位が決められており、市独自で接種の優先順位を決定することは困難となっております。

次に、高齢者施設の入所者や入院患者さんへの接種についてでありますが、高齢者施設の方は、国により順番のほうが決められております。また、具体的な施設入所者への接種については、今後、具体的に国が示すとしております。また、入院中の方につきましては、その方の年齢や治療中の病気などによって、主治医が判断するものと想定しております。市内の高齢施設につきましては、現在、担当課より情報収集のほうを行っております。

次に、高齢の方や身体の不自由な方の移動手段についてでありますが、個別接種を併用することから、現時 点では移動手段についての検討はしておりません。

次に、基礎疾患を有する方や妊婦の方への接種についてでございます。こちらは基礎疾患を有する方については国が、高齢者の方の次の順番としたところでございます。また、妊婦の方につきましても、ワクチン接種をすることの有益性について、主治医と相談して接種を決めることと国のほうで決めたところでございます。

次の単身赴任など市外にいる方の接種につきましては、国のほうから特別な事情により市外でも接種を受けられることとなっております。具体的な方法については、今後、国の説明資料等を併せて検討をしてまいりたいと思います。

最後に、接種記録についてでございます。こちらは国の説明では、市町村が管理する予防接種記録台帳、ま

た国のシステムにそれらを反映することとなっております。具体的な方法については、今後、示されることとなっておりますから、それに基づき調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中間建二君) ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 開議

- ○議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **〇16番(荒幡伸一君)** 答弁、ありがとうございました。情報が錯綜していて、御苦労されているということ は理解をさせていただきました。

1点だけ、こちらの情報では、ワクチンの供給量によって、この優先順位は市区町村で柔軟に対応してもいいというふうに聞いておりますので、感染リスクの高い高齢者施設や、ごみの収集業者等、このエッセンシャルワーカーに対して、東大和市独自のこの優先接種に関しては、ぜひ御検討いただきたいと思いますので、こちらは要望させていただきますので、答弁は結構でございます。

以上です。

- ○7番(上林真佐恵君) 今、他の議員の質疑に対して、いろいろ詳しい御答弁、聞いていて、そうしますと全体として、その当市の準備状況としては、ワクチン、国からの決定を待たなければいけないものと、既に準備ができるものというふうに市でも精査をされて、進めてるのかなというふうに、そういうふうに理解をしたんですけれども、いずれにしても確保ができたら、すぐに速やかに接種できるように、準備が進められている必要があると思うんですけれども、そのあたり全体として、市として確保できたら速やかにというふうになっているのか、そのあたり確認をさせてください。
- ○福祉部長(田口茂夫君) 今議員からお話がありましたとおり、ワクチンがなかなか確定しないと、集団接種にしても、個別接種にしても、どれだけの量を、どういうふうな形で毎日どれだけやれるかというのが、なかなか決まっていかないというのが実情でございます。そういったところで、当然我々としてはワクチンの提供があれば、速やかにできるようにということを前提に、当然準備は進めております。ただ、そこのところがですね、このワクチンの量が本当に遅れてるという昨日の大臣の発言などもございます。当初、3月の下旬ぐらいからで、高齢者の方もありましたけど、これが4月になり、昨日あたりになると4月の頭もというようなニュアンスのお話なども出てきておりますので、国全体としては若干遅れてきているのかなというふうには思っておりますけども、市としては適正な時期に実施をしてまいりたいと、このように考えております。以上です。
- ○6番(尾崎利一君) 補正予算書、7ページの体制確保事業費補助金のところですけれども、菅首相は国会で繰り返し、全額、国の負担でワクチン事業を実施するというふうに言明していると思いますけれども、実際にはこれでいくと国の負担は半分以下ということになってしまいます。

それで、9ページの財政調整基金1億1,584万1,000円を取り崩さないとできないという補正予算になっているんですけども、これ首相の言明と違うので、ちょっとどうなってるのか、そこら辺を伺うのと、また見通しについて、つまり補正、こういう形で補正を組んだけれども、後々、国が負担するという見込みや見通しがあるのかどうか、そこら辺について伺います。

それから、11ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費のところですけれども、先ほどからの御答弁で、とにかく急いで全市民にワクチン接種しなくちゃいけないということで、議会にかけるいとまがないということで、専決処分を行って準備に入ったということは理解できるところです。ただ、その一方で、国の方針がなかなか決まらないので、準備もなかなかできないというところもあるようですけれども、ここの12節の委託料、6項目ありますかね。それから、13節の使用料及び賃借料、2項目ありますけれども、この一つ一つについて、どういうものなのか御説明をお願いします。

それから、直ちにかかれるよう専決処分を行ったということですけれども、委託料については委託契約を結 んだものがあるのかどうか。結んだのであれば、どことどのような内容で契約額幾らなのか伺います。

○福祉部長(田口茂夫君) 補正予算書、7ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、 こちらの関係でございます。

当時、この補正を組む際に対しましては、国からこのような金額の情報という形でいただいて、このような 専決をさせていただいたというところでございます。今御質問者もお話がありました、国におきましても、国 会等でもそういった答弁をされているというふうにも聞いてございます。この金額については、増やすという 形の情報もいただいてはおりますけども、今後、最終的には交付申請、交付決定がまだ現状されておりません ので、今後そのような体制の中でですね、我々としては全額いただけるものというふうなところを考えながら、 今後の事業展開はしてきてまいりたいと、このように考えております。

また、補正予算書、11ページの委託料等につきましても、一部、実際に契約が終わってるところはございますが、先ほど申し上げましたとおり、国の内容が二転三転してきてございますので、仕様を固められそうなところにくると、またそこに影響が出てしまうという状況で、契約のできてないものも幾つかございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますけども、そこはすみません、大変申し訳ありませんけども、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) まず、補正予算書7ページの歳入でございます。7ページ、体制確保事業費補助金についてでございますが、こちらにつきましては9,814万2,000円、こちらですね、上限額という形で、日付が令和2年12月28日付の国からの通知、これを根拠に計上させていただいております。

その後ですね、令和3年の2月1日付で1億8,565万4,000円、これが上限額の目途という形での国の通知という形で、大分変わってきてるという状況がございます。先ほど部長からも答弁ございましたとおり、国から一応全額見ていただけるというところを想定するという形なんですが、現状の数字としてはそういった形になっております。

続きまして、同じく補正予算書11ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、12節委託料、また13節使 用料の詳細でございます。

まず、12節委託料の黒点の1つ目、健康管理システム修正委託料、こちらですけれども、こちらは健康課で 従前から持っております健康かるてというシステムがございます。この一部が、予防接種台帳を兼ねたシステムになっておりまして、こちらの修正ですね、新型コロナウイルスワクチン接種記録の保存のための枠の設定、 それから対象者の抽出、こういったことを、管理を行うための修正を行うものであります。こちらは2月19日付で契約を済んでおりまして、金額としましては税込みで168万9,600円となっております。

次のワクチン接種記録管理等業務委託料でございますが、こちらは専決処分当時、詳細不明だったんですけ

れども、内閣府のほうでつくるといいますか、新システムと我々呼んでいますけれども、こちらとですね、当 市のほうで導入をしようとしております予約システム、こちらの連携を図ることを想定して、予算計上をさせ ていただいたものでございます。こちらは、まだ契約は未契約でございます。

続きまして、ワクチン接種体制整備・運営委託料でございます。こちらはですね、市民の皆様からの問合せ 担当窓口でありますコールセンターの運営、それから集団接種を行う場合の集団接種会場等での人員といいま すか、会場の運営、こういったことを想定して委託料を計上させていただいております。こちらもまだ未契約 でございます。

次のワクチン配送委託料でございます。こちらはファイザー社製のワクチンは超低温管理が必要となっておりまして、ディープフリーザーと呼ばれる超低温冷凍庫、こちらから仮に個別接種を行う場合に、個別接種を行います各医院、診療所、こちらへのワクチンの配送・委託、こういったことを想定して予算計上させていただいております。

続きまして、予診票電子データ化業務委託料でございます。こちらもですね、紙ベースであります予診票を 1枚1枚PDF化する、データ化を行う作業委託を想定して予算計上しております。

委託料の最後のワクチン接種委託料でございますけれども、こちらは現在行われております医療従事者の方の先行接種、また優先接種において接種をしました東大和市民の方の医療従事者、こちらの支払い分を予算計上させていただいているものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料、まず電算機器等賃借料でございます。こちらはコールセンター、また集団接種会場、また健康課の事務補助などのパソコンですね、それから周辺機器、こういったところの賃借料を予算計上しております。こちらにつきましては、2月19日付で入札を行いましたが、現在のところ入札不調という形になっております。

最後ですが、ワクチン接種予診票読込ソフトウエア使用料でございますが、こちらは先ほど12節の委託料のほうで想定しましたデータ化をしました予診票、こちらをAI-OCRを用いまして、読み込むソフトの使用料という形で予算計上させていただいているものでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○6番(尾崎利一君) ありがとうございます。

7ページの体制確保事業費補助金については分かりました。現状のところで言うと、1億8,565万4,000円でしたか——というあたりまでは見えるけれども、まだ未確定だということですね、全額国が出すべきだというふうに私も思います。

それで、11ページのところで、健康管理システム修正委託料と、委託料だけ、契約が終わってるのは、これだけということでよろしいんでしょうか。ちょっと、先ほど2つ目、3つ目は未契約で、配送委託料と予診票電子データ化業務委託料については、その契約、未契約の、あとワクチン接種委託料か。この3つについては、契約したかどうかというのが、話が出てなかったので、ちょっと確認させてください。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 大変答弁が中途半端で、大変失礼いたしました。

ただいま御質問者御指摘の委託料の契約につきましては、一番最初の健康管理システム修正委託料、こちらは契約済みということでございます。

それ以外はですね、委託料の一番最後、ワクチン接種委託料ですね、こちらが結果的には委任状を提出しま して、全国知事会と日本医師会の契約だったと思うんですけど、いわゆるそのワクチンを接種するというとこ ろ、そちらの契約は済んでいるという理解をしております。それ以外のところは、全てまだ契約が済んでいな いという状況でございます。大変失礼しました。

以上でございます。

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番(荒幡伸一君) 公明党の荒幡伸一です。私は公明党を代表し、第7号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算(第8号)に対し、賛成の立場で討論をいたします。

僅か1年余りの間に、新型コロナウイルス感染者は、世界中で1億1,000万人を超え、亡くなられた方は245万人にも達しており、あらゆる国の人々の命と生活が急激に脅かされる状況となりました。この未曽有の危機の切り札と期待されるワクチン接種が、17日、全国の医療従事者を対象に先行して始まりました。昨日までに重大な副反応やトラブルはなく、順調に行われております。

公明党は、昨年5月、各党に先駆けて、ワクチンと治療薬の開発、実用化に特化したプロジェクトチームを立ち上げ、関係者への聞き取りを繰り返し行いました。その中で浮かび上がってきたのは、政府が国内開発ワクチンの支援に偏る余り、海外ワクチン確保の交渉が著しく滞っている状況でした。現在までに国民全員分のワクチンを確保する契約が実現した大きな契機となったのは、昨年、7月16日の参議院予算委員会での質問に対する答弁です。

公明党として、ワクチン確保の予算措置を政府に強く求め、政府として初めて予備費の活用も含めて対応すると表明しました。以降、厚生労働省の対応が前向きとなり、遅れていた政府と海外製薬メーカーの交渉が一気に加速し、政府は同31日にファイザー、8月7日にアストラゼネカと基本合意に達し、その後、モデルナも含む3社との契約に至りました。

また、途上国が取り残されないようにするための国際的枠組み、COVAXファシリティに日本が参加するよう政府へ繰り返し働きかけたことにより、昨年9月、日本政府は、先進国でいち早く参加を表明、多くの国が続く流れが生まれ、国際協力の輪は190か国・地域に広がっています。

東大和市では、補正予算の専決処分によって、希望する全ての市民が、1日も早く安全で安心に接種が行えるように、医師会との連携を強化し、接種体制を構築するなど、全庁を挙げてお取り組みいただいていることを評価いたします。

また、全国民に一斉にワクチン接種を行うという前代未聞の大事業のため、国からの情報提供が遅く、錯綜する中であっても、市民の命を守るため、労力を惜しまず、懸命に奔走している職員の皆様に心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスを1日も早く収束させるために、私ども市議会公明党としても、国、東京都と連携を密にしながら、積極的に協力し進めることを決意し、賛成討論といたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第14 第8号議案 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を 改正する条例

○議長(中間建二君) 日程第14 第8号議案 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第8号議案 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画 の推進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度からの10年間を計画期間とする第三次東大和市男女共同参画推進計画の策定に合わせ、より効果的な事業の推進を図るため、本条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

目次の改正は、この後、説明いたします第11条の新設により、文言の整理を行うものであります。

次に、第12条を削り、第11条を第12条に繰り下げ、第11条として、男女共同参画に関する相談の機能を明確 化するため、相談への対応の規定を新たに設けるものであります。

第3章の名称及び第17条から第20条の改正は、第11条の新設に伴い、規定の整備を行うものであります。 最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。ただし、第11条の新設に関連する 改正規定については、令和3年7月1日から施行するものであります。

附則第2項は、東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例に規定する委員の名称の文言整理を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

〇7番(上林真佐恵君) 1点、伺いたいんですけれども、この推進月間というのを、規定を削除して、年間を 通じて効果的な事業を実施できるようにするということですけれども、その年間を通じてということになると、 逆にその印象が薄まってしまうということも考えられると思いますので、今までとは違った市民の皆さんに意識を持ってもらうための、何か別のアプローチというのも必要になってくるかなというふうに思うんですけれども、そのあたりについて現在具体的に、こういう取組に変えていくというような、そういうものがありましたら教えてください。

- ○地域振興課長(石川正憲君) ただいまの推進月間における取組がなくなることで、効果が薄まってしまうんではないかという御質疑につきましてはですね、国や東京都が様々な、年間を通じて事業を行っておりまして、それに併せて周知啓発をしていこうというふうに考えております。6月につきましては、男女共同参画の推進週間や、11月には女性に対する暴力をなくす運動期間、様々こういう取組がございますので、それに併せて市も取り組むことで、より周知啓発の機会が多く、また効果が上がるのではないかというふうに考えております。以上でございます。
- ○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第9号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長(中間建二君) 日程第15 第9号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。 提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第9号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、都市計画税の特例税率につきまして、その適用期間を延長するものであります。

都市計画税の税率は、市税条例第147条におきまして100分の0.3と規定しておりますが、平成3年度から市

税条例の付則に特例規定を設けて、税率を100分の0.26に引き下げ、現在に至っております。

この特例規定につきましては、3年ごとに見直しを行うこととしておりますことから、このたび今後の税収及び都市計画事業の推移、また他市の動向等を考慮し、令和3年度からの3年間につきましても、税率を100分の0.26に据え置く措置を継続するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

付則第23条は都市計画税の税率の特例規定でありますが、特例税率の適用期間を令和3年度から令和5年度 までとするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、この条例による改正後の規定の適用区分を定めるものであります。 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例

〇議長(中間建二君) 日程第16 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供 します。 提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

〇副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例 につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年4月1日から地区図書館に指定管理者制度を導入するため、本条例の一部改正について御提案するものであります。

なお、条例改正の方式につきましては、指定管理者の募集や選定に係るものなど、令和3年4月1日に施行 しなければならない事項と、令和4年4月1日から指定管理者に運営させるために必要な事項を、それぞれ第 1条、第2条とし、改正するものであります。

初めに、第1条として、令和3年4月1日に施行する内容につきまして、御説明申し上げます。

第1条から第3条は、見出しの改正や文言整理を行うなど、規定の整備を行うものであります。

次に第4条を第9条とし、第3条の次に、第4条から第8条を新たに加えるものであります。

第4条は、図書館の利用の制限の規定でありますが、図書館利用者の利用を制限する場合の要件を定めるものであります。

第5条は、損害賠償の規定でありますが、設備や備品等に損害を与えた場合や、資料を紛失した場合等の損害賠償の規定を定めるものであります。

第6条から第8条は、地方自治法等に基づき、指定管理者制度の導入について必要な事項を定めるものであります。

次に、第2条として、令和4年4月1日に施行する内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、名称及び位置の規定でありますが、文言の整理を行うものであります。

第3条は、事業の規定でありますが、図書館で実施する事業の内容を定めるものであります。

次に、第9条及び第8条を、それぞれ第16条及び第14条とし、第14条の次に第15条を新たに加えるものであります。

第15条は、指定管理者による管理を行う場合の読替えの規定でありますが、読替えの適用範囲を定めるものであります。

第7条は、指定の取消しの規定でありますが、教育委員会が指定管理者に対し、業務の停止等を命じる場合の要件等について定めるとともに、同条を第12条とし、第12条の次に第13条を新たに加えるものであります。

第13条は、指定期間満了等による原状回復の義務の規定でありますが、指定管理者が指定の期間を満了した 場合等に実施する事項について定めるものであります。

第6条は、指定管理者の指定の手続の規定でありますが、他の条文との整合を図るための規定の整備を行うとともに、同条を第8条とし、第8条の次に、第9条から第11条を新たに加えるものであります。

第9条は、指定管理者が行う業務の規定でありますが、指定管理者の業務範囲を定めるものであります。

第10条は、指定管理者の管理の基準の規定でありますが、指定管理者が業務遂行上、守るべき事項等について定めるものであります。

第11条は、報告の規定でありますが、指定管理者が教育委員会に行う業務報告等について定めるものであります。

次に第5条を第6条とし、第6条の次に第7条を新たに加えるものであります。

第7条は、指定管理者による管理の規定でありますが、地区館の管理を教育委員会が指定する指定管理者に 行わせることができる旨の規定を定めるものであります。

次に、第4条を第5条とし、第3条の次に第4条を新たに加えるものであります。

第4条は、開館時間及び休館日の規定でありますが、中央館と地区館における開館時間等を定めるものであります。

最後に附則でありますが、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。ただし、第1条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時23分 開議

○議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 第11号議案 東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を 改正する条例

〇議長(中間建二君) 日程第17 第11号議案 東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例 の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

〇副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第11号議案 東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市障害支援区分判定審査会の審査判定業務の更なる平準化を図るため、同審査会委員の任期を延長するための改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、審査会委員の任期の規定でありますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づき、条例で審査会委員の任期を現行の2年から3年とするため、新たに規定を設けるとともに、関係する規定の整備を行うものであります。

最後に附則でありますが、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

- ○7番(上林真佐恵君) 1点、確認をしたいんですが、この障害支援区分判定審査会の委員の任期を2年から 3年とすることで、得られる効果といいますか、そういうものについて確認をさせてください。
- **〇障害福祉課長(大法 努君)** 委員の任期を3年にさせていただくことによりまして、委員の皆様方の経験値 の向上を図ることができるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、本案を 原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

〇議長(中間建二君) 日程第18 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例 につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、第8期の介護保険事業計画の策定に伴う令和3年度から令和5年度までにおける介護保険料の保険料率の改定等を行い、併せて東大和市介護認定審査会委員の任期を延長するための改正を行うものであ

ります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、介護認定審査会の委員の定数等の規定でありますが、介護保険法施行令に基づき、条例で介護認 定審査会委員の任期を現行の2年から3年とするために、第2項を新設するものであります。

第3条は、保険料率の規定でありますが、令和3年度から令和5年度までの計画期間に適用する保険料率に 改めるものであります。

改正後の各段階における保険料率の額は、第1号から第13号までを新たな額に改め、第7号、第8号及び第9号の所得段階区分の額を変更し、合計所得金額が1,500万円以上の者が対象となる最も高い保険料率の額を 定める第14号を新設するものであります。

また、同条第4項の改正は、介護保険法施行令の規定に基づき、第3段階の保険料率の額を改正するものであります。

なお、同じように保険料率を減額する同条第2項及び第3項は改正せず、第1段階と第2段階の保険料率の額は、引き続き令和2年度と同額とするものであります。

そのほか、合計所得金額についての算定方法の改正、引用条項の整理等を行うものであります。

第5条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額の規定でありますが、介護保険法施行令の引用条項を改めるものであります。

附則第9条は、保険料率の算定において、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を 同額引き上げる平成30年度税制改正の影響を受けないようにするために、新たに定めるものであります。

同条第2項及び第3項は、第1項の規定を令和4年度及び令和5年度の保険料率の算定においても準用する ものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率から適用することを定めるものであります。

なお、今回の改正につきましては、令和3年2月9日の市議会議員全員協議会後に公布された介護保険法施 行規則の一部改正の内容も反映しております。このため、改正後の介護保険料などにつきまして、段階設定の 表を第12号議案資料として作成し、お手元に配付させていただきましたので、後ほど御確認くださいますよう お願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

「副市長 小島昇公君 降壇」

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第19 第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

〇議長(中間建二君) 日程第19 第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題 に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する 条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市立学童保育所第三クラブの位置について、東大和市立第三小学校内へ変更するため、 本条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

別表の改正は、東大和市立学童保育所第三クラブの項中、東大和市清原2丁目1番地を東大和市清原4丁目 1312番地の2に改めるものであります。

最後に、附則でありますが、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第14号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例

〇議長(中間建二君) 日程第20 第14号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例、本案 を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

〇副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第14号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、予防接種法の改正により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、臨時接種の特例として厚生労働大臣の指示により市町村長が行うことが規定されました。

このことに伴いまして、休日急患診療所において、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施可能とするため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、診療等の規定でありますが、引用する法令の条項を加えるものであります。

最後に、附則でありますが、条例の施行目を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第15号議案 東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例

○議長(中間建二君) 日程第21 第15号議案 東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第15号議案 東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの第14号議案と同様に、予防接種法の改正に伴い、保健センターにおいて、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施可能とするため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条は、事業の規定でありますが、引用する法令の条項を加える等の規定の整備を行うものであります。 最後に、附則でありますが、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〇議長(中間建二君) 日程第22 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度における国民健康保険事業費納付金額等が東京都から示され、解消すべき赤字補 塡の繰入額が確定したことに伴い、財政健全化計画に基づき、令和3年度において必要となる国民健康保険税 の税率等を定めるため、本条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

なお、東大和市国民健康保険運営協議会から、税率等の改定に係る答申を令和3年2月2日に受けたことを 踏まえ、税率等について改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定でありますが、第1項の基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の6.57から100分の6.72に改めるものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定でありますが、基礎課税額の被保険者均等割額を3万1,700円から3万3,500円に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定でありますが、基礎 控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の2.05から100分の2.25に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定でありますが、被保険者均等割額を1万100円から1万1,000円に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定でありますが、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の1.93から100分の2.16に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定でありますが、被保険者均等割額を1万1,000円から1万2,800円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定でありますが、第1号から第3号までに規定する、減ずる額について、第5条、第8条及び第10条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第23 第17号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例

○議長(中間建二君) 日程第23 第17号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例、本案を 議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

〇副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第17号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、消費生活センターにおける消費生活相談の事業実施日等について、消費生活相談体制の充実 を図るため、本条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条は、事業実施日等の規定でありますが、消費生活相談を実施する日を月曜日から金曜日までとし、併せて消費生活に関わる事業実施の時間を、市の執務時間と合わせるための規定の整備を行うものであります。

最後に、附則でありますが、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第18号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長(中間建二君) 日程第24 第18号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

〇副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第18号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国の政令で道路の構造に関する基準を定めている道路構造令において、自転車通行帯に関する規定等が新たに設けられたことから、本条例の一部改正について御提案するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第4条及び第6条は、車線等及び副道の規定でありますが、車道等の定義から自転車通行帯を除くことを定めるものであります。

第8条の2は、自転車通行帯の規定でありますが、自転車通行帯の設置に関する規定を新たに設けるものであります。

第9条は、自転車道の規定でありますが、自転車道の設置要件を加えるものであります。

第10条は、自転車歩行者道の規定でありますが、自転車歩行者道を設ける要件から、自転車通行帯が設置された道路を除くことを定めるものであります。

第11条は、歩道の規定でありますが、歩道を設ける場合の要件に自転車通行帯を加えるものであります。

第39条は、小区間改築の場合の特例の規定でありますが、自転車通行帯の規定の新設に伴い、必要な引用条項を加えるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定でありますが、条例の施行の際に、新設または改築の工事中の道路については、改正後の規定によらず、なお従前の例によるとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決 と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長(中間建二君) お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

これをもって延会といたします。

午前11時48分 延会